



新潟県

価格転嫁の促進に向けた取組について

令和5年12月15日

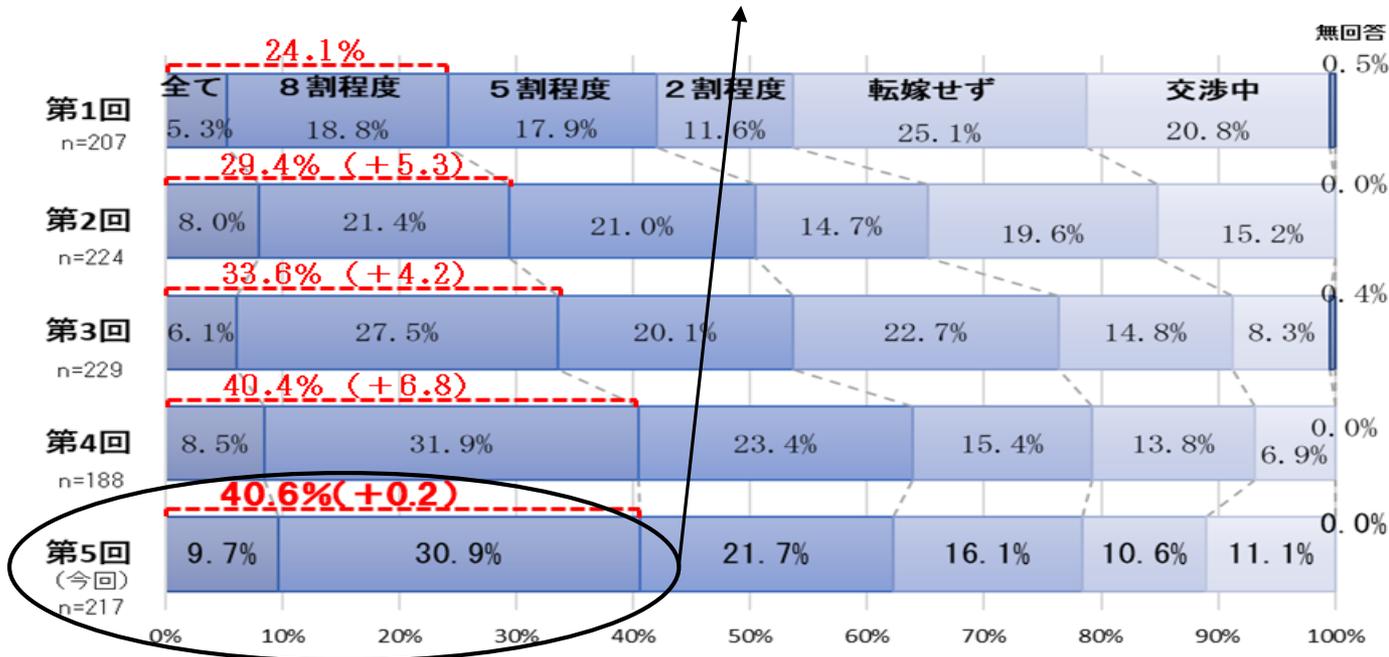
新潟県産業労働部地域産業振興課

「原材料等価格高騰の影響に関する緊急調査」 (県実施)

<調査概要>

	調査期間	調査対象	回答数 (回収率)
第1回	令和4年4月26日～5月16日	県内企業510社	207社(40.5%)
第2回	令和4年7月27日～8月16日	同上	224社(43.9%)
第3回	令和5年1月10日～1月30日	同上	229社(44.9%)
第4回	令和5年4月26日～5月17日	同上	188社(36.9%)
第5回	令和5年8月25日～9月13日	同上	217社(42.5%)

【現在の価格転嫁の状況】 → 概ね価格転嫁できている県内企業の割合 約4割



→適切な価格転嫁を進めることにより、サプライチェーン全体で負担していくことが急務

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩み を抱えていませんか？



下請かけこみ寺 にご相談
ください!!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん
が抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向け
て、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺



相談料 全国48か所
秘密厳守 匿名相談可能

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの
取引上の悩み相談を受け付けます。
☎0120-418-618

<https://www.zonkyo.or.jp/kakekomi/index.html>

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
【電話番号】0120-418-618（全国共通）※お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったと返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



電話相談

電話で相談員がお答えします

下請かけこみ寺 随時受付

☎0120-418-618

【受付時間】
平日9:00～12:00 / 13:00～17:00
【土日・祝日・年末年始を除く】
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。



オンライン相談

オンライン上の対面で
相談員がお答えします



対面相談

対面で相談員がお答えします

調停による 紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。



下請かけこみ寺は全国に設置しています。

0120-418-618
(お近くの下請かけこみ寺につながります)

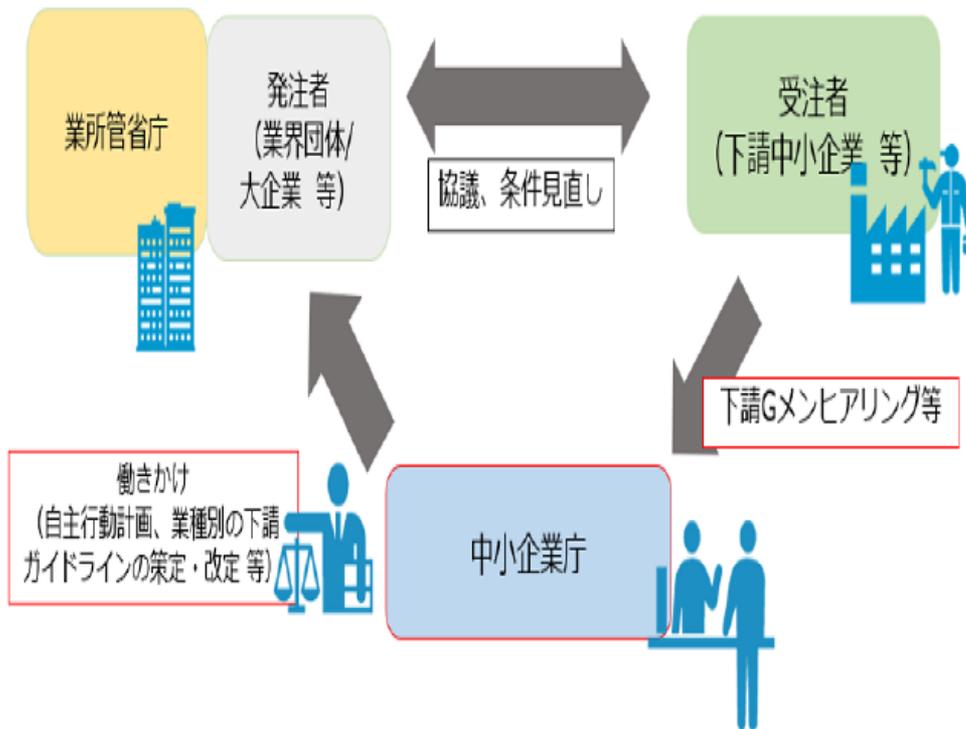
※本県は、にいがた産業創造機構（NICO）に設置

取引調査員（下請Gメン）による訪問調査について（国）

●平成29年1月より、中小企業庁では、取引調査員（下請Gメン）を配置して下請等中小企業者を訪問しています。

●現在300名体制（令和5年1月248名→300名に増員）で、全国各地で下請等中小企業を訪問し親事業者等との取引実態についてのヒアリングを実施（令和4年1月から12月まで、年間約10,000件）

※秘密保持を前提としてお話を伺い、国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を強く促していきます。



中小企業庁

下請Gメン

(中小企業庁 取引調査員) 令和4年6月

下請取引でお困りごとはありませんか？
下請Gメンが、お話を伺います！

例えば…

① 「発注単価を一律〇%減らして欲しい」など不合理かつ一方的な価格引き下げが行われる。

② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。

③ 光熱費、原材料費、人件費などが上がっても、値上げを認めてくれない。

④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。

国や業界が定めるルールづくりに反映していきます！

何った御意見は、国による下請取引適正化のための法律や基準^(※1)などの改正、業界団体による自主行動計画^(※2)の策定や改訂につなげていきます。

※1 国が適正取引推進のため策定した業種ごとの「下請ガイドライン」
 下請代金支払遅延等防止法 運用基準
 下請中小企業振興法 振興基準 など

※2 各業界団体が取引適正化と付加価値向上に向け策定した「自主行動計画」

「下請Gメン」によるヒアリングに関するお問い合わせは
(各経済産業局 下請ヒアリング担当)

北海道 011-700-2251 中部 052-951-2860 四国 087-811-8564
 東北 022-217-0417 近畿 06-6966-6037 九州 092-482-5590
 関東 048-600-0324 中国 082-224-5745 沖縄 098-866-1755

中小企業庁 取引課 取引調査室 03-3501-3649

2023 **新潟県**
よろず支援拠点に
 お任せください!

ITやSNSを活用したい

法律の相談をしたい

販路を拡大したい

資金繰りを改善したい

労務の相談をしたい

補助金を活用したい

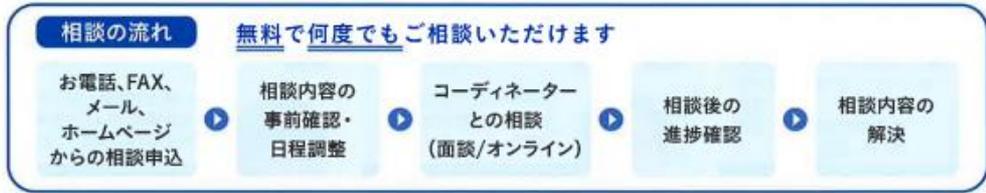
現場改善をしたい

新商品を開発したい

創業したい

税務の相談をしたい

事業承継をしたい



✔ **オンライン相談をご利用ください!**

新潟県よろず支援拠点では、新潟・長岡・上越で実施する個別相談会のほか、お電話でのご相談やオンラインでのご相談など様々なスタイルに対応しています。当拠点では、お気軽にご相談いただけるオンライン相談をお勧めしています。相談のお申込み時に「オンライン相談希望」とお伝えいただくだけで結構ですので、是非ご利用ください。(オンライン相談は、Microsoft Teamsを使用します)



✔ **オンラインセミナー実施中!**

様々なテーマでオンラインセミナーを実施しています。好評をいただいているセミナーテーマの例

- 伝わる! Instagramの活用方法 / 南雲純子コーディネーター
- ドンブリ経営説明講座 / 笹川一郎チーフコーディネーター
- 売れる商品開発のポイント / 木村泰博コーディネーター
- 経営改善はじめの一步 ~管理会計~ / 田中裕輔コーディネーター

専門のコーディネーターが、中小企業のビジネスのあらゆる課題を解決します。

また、「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識の習得や、原価計算の手法の習得等を支援します。

新潟県よろず支援拠点
 【事務局】公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)内
 【所在地】新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階
 【開設時間】9:00~17:30(土日・祝日、年末年始は休業)
www.niigata-yorozu.go.jp

問い合わせ・相談お申込み TEL 025-246-0058
 FAX 025-246-0033
 E-MAIL info@niigata-yorozu.go.jp
 最新情報はこちら ▶ www.facebook.com/yorozu.niigata

価格転嫁・下請取引に関する支援策（国・県）

NICO専門家派遣

中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題の解決を支援するため、NICOに登録された民間専門家を継続的に派遣しアドバイスを行います。



申請枠	対象者	最大派遣回数	企業負担金
電力・ガス・食料品等 価格高騰枠	電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けて、売上減少要件※1を満たす中小企業者等	5回/社	無料
価格交渉促進枠	電力・ガス・食料品等の価格高騰分等を適切に価格転嫁するため、原価計算に基づいた価格交渉に取り組もうとする事業者で、売上減少要件※1を満たす中小企業者等	5回/社	無料
一般枠	電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響による課題等の解決により、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等	5回/社	有料(1/2負担)
小規模企業枠※2			有料(1/3負担)

※1 最近1か月間又は3か月間の売上高、売上総利益、
売上高経常利益率のいずれかが前年同期比で5%以上減少
※2 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）

【問い合わせ先】 にいがた産業創造機構 経営革新支援チーム

TEL.025-246-0056（午前9時から午後5時30分まで、
土日祝・年末年始除く）

適正取引支援サイト （中小企業庁特設サイト）

適正取引講習会の開催案内や、いつでも無料で学べる適正取引講習eラーニングがご利用できます。（講習会の開催予定は随時公開中です）



価格交渉促進セミナー

価格交渉の具体的な手法等について学ぶセミナーです。
令和5年6月7日に開催されたセミナーを公開しています。



「パートナーシップ構築宣言」の概要

- ・取引先とパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言。
- ・サプライチェーン全体での「付加価値向上」の取組みや規模・系列等を超えた、新たな連携促進のほか、中小企業・小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」防止や「下請取引の適正化」を進めることなどが目的。
- ・県内では、443社が登録済(R5.10.15現在)

登録のメリット

- ・「宣言」が中小企業庁のポータルサイトに掲載され、登録企業をPR
- ・登録企業は「ロゴマーク」を活用し、取引先との共存共栄関係を築こうとする会社(ホワイト企業)であることをアピールできる。
- ・国の補助金の一部で加点措置を受けることができる。



「パートナーシップ構築宣言」
ロゴマーク